

令和7年度 いじめ防止基本方針

一関市立千厩中学校

いじめの定義といじめの態様

1. 定義

いじめとは「生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【いじめ防止対策推進法 第二条】

2. いじめの態様

「いじめ」の具体的な態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【文科省2013「いじめ防止等のための基本方針」】

I 未然防止

いじめほどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

未然防止のための措置

1. いじめについての共通理解をもつ

- (1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、日常から教職員全員の共通理解を図っていく。
- (2) 校長や教職員が生徒に対して、全校朝会、学年集会、学級活動などで、日常的にいじめ問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に作っていく。
- (3) 日常的に、生徒と教職員がいじめについて具体的な認識を共有するように努める。

2. いじめに向かわない態度・能力を育成する

- (1) 道徳教育や人権教育の充実を図る。
- (2) 体験活動の充実に努める。
 - 一人ひとりが活躍でき、互いに認め合い、心のつながりが感じられる活動を行うことにより、好ましい人間関係を築き、社会性を育む。
 - ・行事の充実（体育祭、紅輝祭、生徒会行事、学年行事、儀式的行事など）
 - ・部活動の充実（日常の活動、壮行式、表彰、結果報告など）
- (3) ストレスに対処できる力の育成を図る。
 - ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。（「心とからだの健康観察」の活用）

3、わかる授業、楽しい授業づくりを進める

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることが多い。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、わかりやすい授業、楽しい授業が行われるように努める。

- (1) すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- (2) 研究授業の実施と充実
- (3) 公開授業・授業参観の実施
- (4) 学校評価アンケートの実施とその結果の活用

4、自己有用感や自己肯定感を育む

- (1) 生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。
- (2) 自己肯定感を高められるよう、実現可能な課題をもたせて体験活動に臨ませる。
- (3) 短期間の課題達成だけでなく、長い期間の見通しの中で、生徒が自己の成長を感じとり、自らを高めていけるように工夫する。

5、生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒会による、あいさつ運動を活発にさせ、温かい人間関係の育成に努める。また、生徒自身がいじめを行わない、防止するよう、主体的な取り組みが推進できるように努める。

II 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。発見の遅れは、問題の複雑化、深刻化につながる。

早期発見のためには、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないこと大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。さらに、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えていることを踏まえる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することも重要である。

1 早期発見のための手立て

- 教職員の気づきが基本
 - ・ 休み時間や昼休み、放課後の生徒の様子に目を配る。原則的に「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ・ 担任や教科担当が気になる状況を見つけたら、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有する。
 - ・ 「スクールライフ」等を活用し、生徒の理解に努め、生徒の心身の状態を把握する。
- 教育相談の充実
 - ・ 日常生活の中で、教職員が積極的に生徒に声をかけ、生徒が気軽に相談できる環境を作るように心がける。
 - ・ 6月、11月、2月に教育相談週間を設定し、全生徒との教育相談を実施する。
- いじめアンケートの実施
 - ・ 6月、11月、2月に「いじめアンケート」を実施し、実態の把握に努める。
 - ・ 実施方法（記名・無記名・持ち帰り等）は、状況に応じて配慮して実施する。

○相談による早期発見

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながることを日ごろから浸透させる。
- ・担任だけでなく、話しやすい教職員に伝えてよいこと、養護教諭やスクールカウンセラーに相談してもよいことを周知させる。

2 相談しやすい環境づくりを進める

生徒が教職員や保護者いじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、その対応には細心の注意を払う。

Ⅲ いじめに対する処置

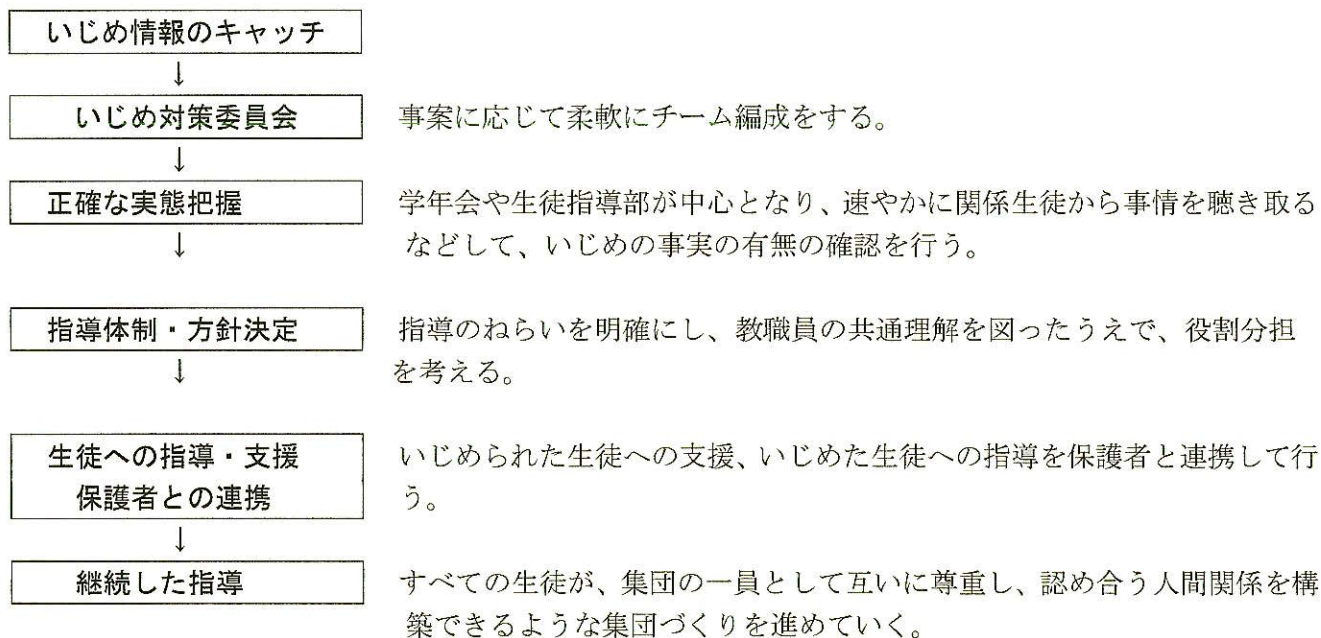
1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

被害生徒を守ることを第一にし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を心がける。

教職員全員で共通理解し、保護者の協力を得て、必要な場合には、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめ対応の基本的な流れ



Ⅳ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコン・携帯電話・スマートフォンなどを利用し、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止

学校のルール遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者に協力してもらうこと

- ・生徒のパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、フィルタリングをすることはもちろん、家庭においても生徒を危険から守るためのルールを作りを行うこと。
- ・インターネットへのアクセスは、トラブルの入口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、新たなトラブルが実際に起こっているという認識を持つこと。
- ・ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

生徒への指導

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）携帯電話のメールを利用したいじめなどは、大人の目に触れにくく発見しにくい。学校において情報モラル教育を進める。

- ・年に1度、情報モラル教室を開催する。
- ・「技術」や「総合的な学習の時間」の「情報」において、インターネットの危険性について指導する。

3 早期発見・早期対応

- ・不適切な書き込みは直ちに削除する。
- ・アンケートの実施と関係機関の相談窓口の周知を行う。（パンフレット等の配布）
- ・チェーンメールは削除するか、保護者、先生に相談し、転送しないことを指導する。

V 重大事態への対処

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な処置を行う。

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある（と認める）とき。

生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な損害を負った場合

金品等に重大な被害をおった場合 精神性の疾患を発症した場合

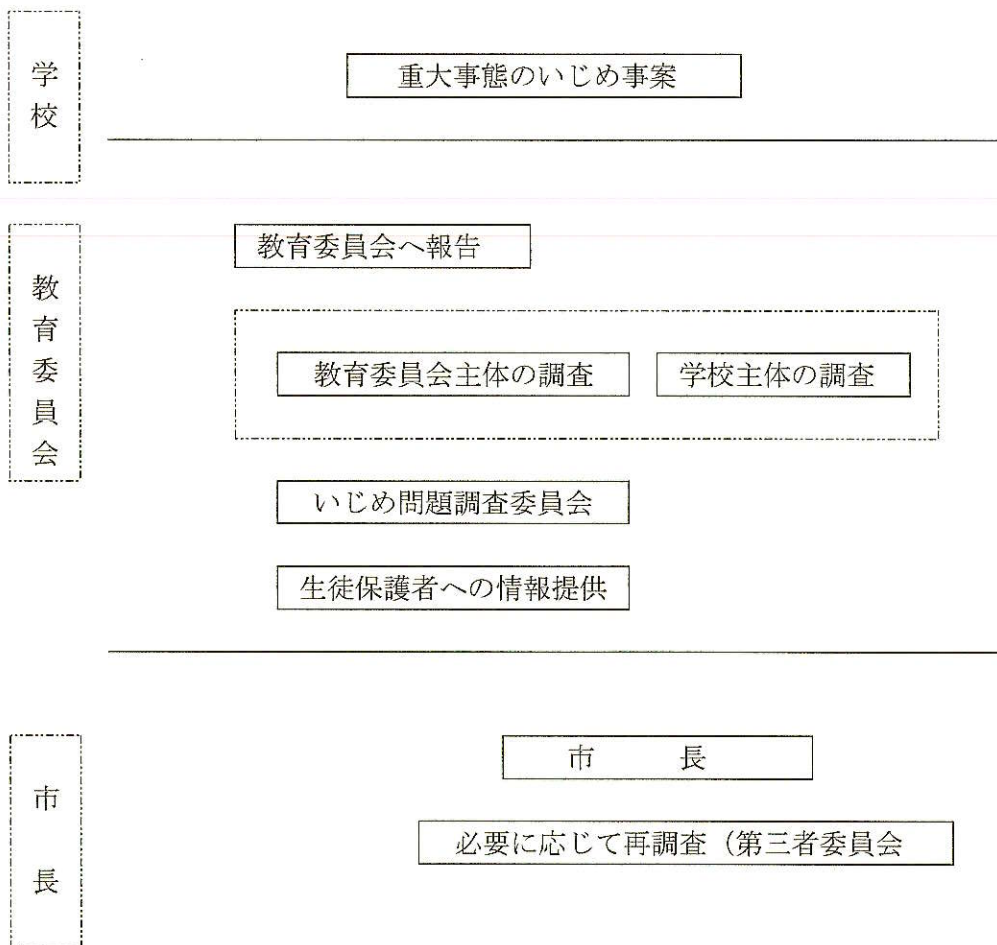
○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（と認める）とき。

年間30日の欠席を目安とする。一定期間連続して欠席している場合は迅速に対処する

- 1 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- 2 市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ① 利害関係を有しない第三者・専門家を含む「いじめ調査組織」を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

また、「一関市いじめ防止基本方針」により以下の対応が示されている・



VI いじめ問題に取り組むための校内組織

1 生徒指導部

活動

- ・年間計画の企画と実施
- ・教職員の資質向上のための校内研修（研究部と連携）
- ・いじめ未然防止
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談の企画と実施）
- ・いじめ防止基本方針の見直し

会議等

- ・月1回を定例会とし、その他必要に応じて開催する。

2 いじめ対策委員会

構成

- ・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、（必要に応じてスクールカウンセラーや関係する教員）
- ・いじめ発見時の対応を協議する
- ・重大事態が発生した場合の調査組織の中心となる

VII 関係機関等の連携体制

1 関係者の連携・協働によるいじめ対応

いじめに関する事象の発生を把握した際には、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等との連携が図られるように、日頃から顔の見える関係を構築する。「学校運営支援協議会」などにも情報を提供しながら進めていく。

2 保護者・地域の人々との連携

(1) 保護者との連携

学校が被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要である。加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導にあたる。

(2) 地域の方々との連携

学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感をいただくよう進めていく。学校運営支援協議会を活用し、地域の関係団と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進していく。